○ 銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省今第十号)

これを加える。のは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、侍練を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるも改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように

名 II 後	名 H 洭
別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本産業規格A4)	別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本産業規格A4)
中間業務報告書	中間業務報告書
第 期中 年 月 日から 年 月 日まで	第 期中 年 月 日から 年 月 日まで
株式会社銀行	株式会社銀行
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住 所	住 所
株式会社 銀行	株式会社 銀行
代表取締役 氏 名	代表取締役 氏 名
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次
のとおり報告します	のとおり報告します。
目 次	目 次
[第1~第5 略]	[第1~第5 同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1~7 略]	[1~7 同左]
第1 [略]	第1 [同左]

2

第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

						m / • 1 • /
科		Ħ	金 額	科		金 額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合株 式 引 受 [略]	合計 権 	
資	産 の 部 合	計		負債及び純資産の部合	計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① [略]

(3) 「略]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

「(5)~(19) 略]

[2·3 略]

第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科	Ш	金額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左]	
			(純資産の部) [同左]	
			評価・換算差額等合計	-
			[同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

- (1) [同左]
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

「加える。〕

① [同左]

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(19) 同左]

[2・3 同左]

「表略〕

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 3$ 略]

- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解 するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき は、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動 が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

※第4

第3 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

「1~3 同左〕 「加える。〕

第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間株主資本等変動計算書を挿入。 ※第4 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間株主資本等変動計算書を挿入。

第4 第 期中 (4 月 日から) 中間株主資本等変動計算書 4 月 日末で)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。

(記載上の注意)

3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期前残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して 記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期省投高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未換高に区分して 記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

7 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する果積的影響額及

び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首務高を区分表示すること。

× ×× × $_{\times}^{\times}$ × × 資本 余金令 中令合 その他資 × 茶 会 新 株主資本以外の項目の主変動類(純額) 当中間期変動額合計 自己株式の処分 剰余金の配当 当中間期変動額 当中間期末残高 中間純利益 当期省残高

第4 第 期中 年 月 日から 中間株主資本等変動計算書 年 月 日まで

 $\begin{array}{c|c|c|c} \times & \times & \times & \times \\ \times & \times & \times & \times \end{array}$ × × × × × × 縁足ヘッ 少損益 × その他有 毎日券群: 角影盤会 × × 株主資本 合計 × × × × 利益剰余金 × 利益準備 × × × 首本金 株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額) 自己株式の処分 当中間期動館合計 当中間期変動額 剰余金の配当 当中間期末残高 新株の発行 当期首残高

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に配載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首務高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未残高に区分して 記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 評価・換算光額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算光額等の合計額を、当事業年度期首務高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未換高に区分して

記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

8 週及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首務高に対する果積的影響額及 び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第5 「略] 別紙様式第1号の2(第18条第1項関係) (日本産業規格A4) 中間業務報告書 株式会社銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社銀行 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します。 目 次 [第1~第5 略] (記載上の注意) $\lceil 1 \sim 7$ 略] 第1 「略] 第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表 (単位:百万円)

				(11==:	D /3 1/
科		目	金額	科目	金額
[略]	(資産の部)		, -	(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式 引 受 権 [略]	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

第5 「同左〕 別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本産業規格A4) 中間業務報告書
 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで
 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 のとおり報告します。 目 次 「第1~第5 同左] (記載上の注意) [1~7 同左] 第1 「同左〕 第2 第 期中(年 月 日現在)中間貸借対照表 (単位:百万円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
[同左]			[同左]	
			(純資産の部)	
			[同左]	
			評価・換算差額等合調	
			[同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑩ 略〕

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 載すること。)

① [略]

- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している 場合には、記載することを要しない。)

「(5)~(19) 略]

[2・3 略]

第3 第 期中 年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで 中間損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1~3 略]

- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑩ 同左]

[加える。]

- ① [同左]
- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(19) 同左]

[2・3 同左]

第3 第 期中 (年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで) 中間損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~3 同左]

するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

5 [略]

※第4 第 期中 年月日から 年月日まで 中間株主資本等変動計算書を挿入。 4 [同左]

第4 第 期中 (年 月 日から) 中間株主資本等変動計算書 年 月 日まで)

株主資本 合計

利益準備

その他資本剰余金

資本金

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期省残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して 記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期前残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して

3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。

(記載上の注意)

記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

8 週及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首段高に対する累積的影響網及び

当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期省羧高を区分表示すること。 7 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第 68 条までの規定に従い注記すること。 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

×

 $_{\times}^{\times}$

注資本以外の項目の |中間期変動額(純額)

中国株式の名か 剰余金の配当

中間純利益

6中間期変動額

当期省残高

当中間期変動額合計

当中間期末残高

練用 か進格 が推絡 その他有 価証券評 価差額金 株主資本 合計 利益準備金 株主資本 その他資本剰余金 資本準備 株主資本以外の項目の当中間頻変動額 (純額) 自己株式の処分 当中間期変動額 剰余金の配当 中間純利益 新株の発行 当期首残高

> 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首換高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未換高に区分して

3 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。

(記載上の注意)

記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首務高に対する果種的影響額及び

当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

×

 $\overset{\times}{\vee}$

× × × ×

×

当中間期変動額合計

当中間期末残高

第5 「略] 別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本産業規格A4) 中間業務報告書 年 月 日から 目まで 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します

[第1~第3 略]

(記載上の注意)

[1~5 略]

第1 [略]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 「略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記

第5 [同左] 別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本産業規格A4) 中間業務報告書 年 月 日から 目まで 銀行 支店 年 月 日 金融庁長官 住 所 銀行 支店 代 表 者 氏 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します 「第1~第3 同左]

[第1~第3 同左] (記載上の注意)

「1~5 同左]

第1 [同左]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
 - (1) [同左]
 - (2) [同左] 「①~⑨ 同左]

1

載すること。)

⑪ [略]

- (3) 「略]
- (4) <u>金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</u> (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 略]

「2・3 略]

第3 年 月 日から 年 月 日まで 中間損益計算書

「表略〕

(記載上の注意)

 $[1 \sim 4$ 略]

- <u>5</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

- ⑩ [同左]
- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 同左]

「2・3 同左]

第3 年 月 日から 年 月 日まで 中間損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

「加える。〕

別紙様式第2号の2(第18条第1項関係) 中間業務報告書 年月日から 年月日まで 銀行支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します

目 次

[第1~第3 略]

(記載上の注意)

[1~5 略]

第1 [略]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

「表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 「略]
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑨ 略〕

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 載すること。)

① [略]

別紙様式第2号の2(第18条第1項関係)

 中間業務報告書

 年月日から日まで

年 月 日

(日本産業規格A4)

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します

目 次

[第1~第3 同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

第1 [同左]

第2 年 月 日現在中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 「同左〕

[①~⑨ 同左]

「加える。〕

<u>⑩</u> [同左]

1.2

- (3) 「略]
- (4) <u>金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項</u> (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

「(5)~(15) 略]

「2·3 略]

第3 年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで 中間損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

 $[1 \sim 4$ 略]

- <u>5</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 同左]

「2・3 同左]

 第3
 年 月 日から 年 月 日まで
 中間損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~4 同左]

「加える。〕

別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本産業規格A4) 業務報告書
 年 月 日から

 年 月 日まで
 株式会社 銀行 年 月 日 金融庁長官 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します。 目 次 「第1~第5略] (記載上の注意) 「1~7 略] 第1 「略]

第2 第 期末 (年 月 日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

				, , ,	- / • · • /	
科		目	金 額	科目	金額	
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計		1
				株 式 引 受 権 [略]		
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計		

別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本産業規格A4) 業務報告書
 年 月 日から

 年 月 日まで
 日まで 株式会社 年 月 金融庁長官 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します。 目 次 「第1~第5 同左] (記載上の注意) 「1~7 同左〕 第1 「同左〕 第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表 (単位:百万円)

科	目	金額	科	目	金額
(資産の部) [同左]		[(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等 [同左]	 合計	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合	計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 「①~⑩ 略]
 - ① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式ににおける当該情報の記載を要しない。)

(4) 「略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(31) [略]

[2~6 略]

第3 第 期 年 月 日から 損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑩ 同左] 「加える。]

<u>⑪</u> [同左]

[加える。]

(3) 「同左〕

(4) 金融商品の状況に関する事項<u>及び金融商品の時価等に関する事項</u>(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(30) [同左]

[2~6 同左]

第3 第 期 年 月 日から 損益計算 年 月 日まで 損益計算

「同左〕

Ľ.

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 7$ 略]

- 8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

 $9 \sim 11$ [略]

※第4 第 期 年 月 日から 株主資本等変動計算書を挿入。 年 月 日まで 株主資本等変動計算書を挿入。 (記載上の注意) 「1~7 同左]

「加える。〕

 $8 \sim 10$ [同左] 第4 第 期 $\begin{pmatrix} & \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ & \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{pmatrix}$ 株主資本等変動計算書を挿入。

株主資本等変動計算書 第4 第 期 年 月 日から (年 月 日から) (4 月 日まで)

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載す 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・検算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・検算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載す

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

7 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及

び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

		ш
	利益剩余金	
ŵ	利益準備 その	利益準備 その
を ××確立 機能利益側 合計 会会 余金	€4	× 44
×××		×
	××	××
×	×	×
×	×××	
×	×××	

第4 第 類 年 月 日から 株主資本等変動計算書 年 月 日まで

					本	株主資本						評価・換	評価・機算差額等		新株子約	下約 純質能合
	資本金		資本剩余金			利益利	利登剩余金		自己株式	株主資本	その他有	修延ヘッ		評価・換	塑	±
		資本準備	その他輩	資本剩余	勒菲泰科	その他利益剰余金	剩余金	利益創企金		中中	信託参加	ン推荐	価差額金	東遊館等		
		4		金合計	领	※×積立金 ××	××積立金 藤越利益劇 余 金				体表現定			ta fo		
出籍市技術	×	×	×	×	×	×	×	×	$\overset{\vee}{\wedge}$	×	×	×	×	×	×	
当期変動額																
新株の発行	×	×		×						×						×
剰余金の配当					××		$\times \times \wedge$	$\times \times \nabla$		××∇						××∇
当期能利益							×	×		×						
自己株式の処分									×	×						
: : :																
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											×	×	×	×	×	
当期変動組合計	××	×	-	×	×	_	×	×	×	×	×	×	×	×	××	
北韓大韓市	××	×	×	×	×	×	×	×	××	× ×	×	×	×	>	>	

1 弦令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

7.財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首換高に対する累積的影響額

び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第5 「略] 別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本産業規格A4) 業務報告書 期 年 月 日から 年 月 日まで] 株式会社銀行 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します。 目 次 [第1~第5 略] (記載上の注意) [1~7 略] 第1 [略] 第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表 (単位・百万円)

				(-	T 124 •	D /3 1/
科		目	金額	科		金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等で 株式引受	合計 権	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合	計	

			第5	[同左]				
別紙様式第3号	の 2		務	報 告 F 月 F 月	書 日から 日まて 銀行	(日本産業	規格A4)
金融庁長官		殿				年	月 日	
				住				
				株式会	会社		銀行	
				代表耳	取締役 氏	1	名	
年	月	日から	年	月日	日までの業	終及び財産	の状況を	次
のとおり報告	します	0						
			目	次				
[第1~第5	同左]							
(記載上の注	意)							
[$1 \sim 7$	同左]							
			第1	[同左]				
第2	第	期末(年	月	日現在)	貸借対照表		
						(単位	: 百万円)	_
科		目	金額	科		Ħ	金額	
(次 玄	Ø ₩	·)			(名) は の	\ \(\tau_1\)		i

科	目	金額	科目		金智	額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合 [同左]	計		
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	+		

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 「①~⑩ 略]
 - 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4) 「略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(31) [略]

[2~6 略]

「表略〕

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

「加える。〕

① [同左]

「加える。〕

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(30) [同左]

[2~6 同左]

 第3
 第 期
 年 月 日から 目流
 損益計算書

 年 月 日まで
 日まで

「同左〕

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 7$ 略]

- 8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9~11 [略]

 ※第4
 第
 期
 年
 月
 日から 日まで
 株主資本等変動計算書を挿入。
 (記載上の注意)

[1~7 同左] 「加える。]

 8~10
 [同左]

 第4
 第
 年
 月
 日から 年
 日まで
 株主資本等変動計算書を挿入。
 第4 第 期 年 月 日から 株主資本等変動計算書 年 月 日まで 4 月 日まで 4 月 日まで 4 日まで 5 日まで 6 日まで 5 日まで 5 日まで 5 日まで 6 日本で 6 日まで 6 日本で 6 日本で

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 (記載上の注意)

2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に区分して記載す 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・機算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・機算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載す ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

8. 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び 当款遡及適用、修正再表示スは当款事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 7 財務諸表等の用器、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

					株主資本	資本						評価·換算差額等	4 差 相等		株式引受	朱十秒	纯资産合計
	資本金		資本剩余金			利益剩余金	4条金		自己株式	茶木	その他有	操延ヘッ	土地再譯	評価・換	架	從	
		資本準備金	その他資本	資本剩余 金合計	和益準備金	その他利益剰余金 ××締ウ 縁触約	(動)余金 (株成的25	和益剩余 金合計		±	価配券評 価差額金	が推辞	価差額企	質 遊飯等 合計			
						4											
出魏市後前	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期変動額																	
新株の発行	×	×		×						×							×
剰余金の配当					×		$\times \times \nabla$	××∇		$\overset{\times}{\vee}$							××∇
当期純利益							×	×		×							×
自己株式の処分									×	×							×
:																	×
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											×	×	×	×	×	×	×
当期変動額合計	×	×	1	×	×	1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期末残高	×	×	×	×	×	×	××	×	××∇	×	×	×	×	×	×	×	×

	株主資本等変動計算書	
٠,		Ŗ
ê	1	Ŧ
ш	-	ш
ä	+	th.
_	新	
	88	
	##	

-			رط ۲۲ کارگر د کارگر	こ区分して記載す		こ区分して記載す				累積的影響額及び			
				当器百线商	当期変動額	新株の発行	剰余金の配当	泵触端编示	自己株式の処分	:	株主資本以外 の項目の当期変動額(純額)	当期変動都合計	当期末残高
		基本金		×		×						×	×
			資本準備金	×		×						×	×
		資本剩余金	その他資本製余金	×								1	×
			資本剩余 金合計	×		×						×	×
	株主資本		利益準備金	×			×					×	×
	*	利益藥	その他利益劇会 ××積立 株庭和3 金 創余金	×								1	×
		利益剰余金	旋剩余金 烯越利益 剩余金	×			$\times \times \nabla$	×				×	×
			和盐剩余金合計	×			$\times \times \nabla$	××				×	×
		自己株式		$^{\times\times}$					×			×	××△
		茶本	#4	×		×	$\times \times \nabla$	×	×			×	×
		その他有	信託券 信託額合	×							×	×	×
	評価・換	修延へっ	推	×							×	×	×
	評価・換算差額等	土地再降価	遊額金 算遊額等 合計 合計	×							×	×	×
		評価・換	神 治 中 中 神 神 神	×							×	×	×
(単位:百	新株予約	楚		×							×	×	×
, MII	湿:	és											

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載する。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に 3 株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度未残高に

ることができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

7 - 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

8 遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首幾高に対する暴 当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首幾高を区分表示すること。 第5 [略]

別紙様式第4号(第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

 業
 務
 報
 告
 書

 年
 月
 日から 日まで 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

「第1~第3略]

(記載上の注意)

[1~5 略]

第1 「略]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

「表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する

別紙様式第4号(第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

 業
 務
 報
 告
 書

 (年
 月
 日から 日まで まで
 日まで 支店

第5 「同左〕

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1~第3 同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

第1 「同左]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
 - (1) 「同左〕
 - (2) 「同左〕

[①~⑨ 同左]

「加える。〕

0

こと。)

① 「略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(21) [略]

[2~6 略]

「表略]

(記載上の注意)

「1~8 略]

- 9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

⑩ 「同左〕

「加える。〕

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(20) [同左]

[2~6 同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1~8 同左]

23

は、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

 業
 務
 報
 告
 書

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

 銀行
 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

「第1~第3略]

(記載上の注意)

「1~5 略]

第1 [略]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

「表略〕

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 「略]

別紙様式第4号の2(第18条第2項関係)

(日本産業規格A4)

 業
 務
 報
 告
 書

 年
 月
 日から 日まで 支店

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1~第3 同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

第1 [同左]

第2 年 月 日現在 貸借対照表

「同左〕

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) 「同左〕

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑨ 略〕

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点、その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載す ること。)

① 「略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式その旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

<u>(4)</u> [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(21) [略]

[2~6 略]

第3 年 月 日から 損益計算書 年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

「1~8 略]

9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

(2) 「同左〕

[①~⑨ 同左]

「加える。〕

① 「同左]

[加える。]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項<u>及び金融商品の時価等に関する事項</u>(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(20) [同左]

[2~6 同左]

第3 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書

「同左〕

(記載上の注意)

「1~8 同左]

別紙様式第5号(第18条第3項関係) (日本産業規格A4) 銀行 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性 質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると

中間連結業務報告書

第1 「略] 第2 中間連結財務諸表

年 月 日から

年 月 日まで

住 所

株式会社

代表取締役 氏

分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

きは、同様式における当該事項の記載を要しない。

株式会社

は、記載することを要しない。

金融庁長官

のとおり報告します。

「第1・第2 略]

(記載上の注意)

「1~6 略]

別紙様式第5号(第18条第3項関係) (日本産業規格A4) 中間連結業務報告書 目からし 目まで亅 株式会社 銀行 金融庁長官 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次 のとおり報告します。 「第1・第2 同左] (記載上の注意) 「1~6 同左] 第1 「同左〕 第2 中間連結財務諸表

1 「略]

2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科		目	金 額	科目	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] その他の包括利益累計額合計 株式引受権 [略]	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑩ 略〕

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① · ① 「略]

- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと

の内訳等に関する事項

[(5)~(17) 略]

[2~5 略]

1 [同左]

2 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金 額	科目		金	額	
(資産の部) [同左]		[(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] その他の包括利益累計額台				
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	+			

(記載上の注意)

1 [同左]

- (1) 「同左〕
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

「加える。〕

①・② 「同左〕

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(17) 同左]

[2~5 同左]

3 年 月 日から 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 年 月 日まで

(記載上の注意)

「略]

(1) 中間連結損益計算書

「表略]

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

 $2 \sim 6$ [略]

(2) 中間連結包括利益計算書

「表略〕

(記載上の注意)

「1~4 略]

中間連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

[表略]

(記載上の注意)

1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収

3 年 月 日から 年 月 日まで

(記載上の注意)

「同左〕

(1) 中間連結損益計算

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

<u>1~5</u> [同左]

(2) 中間連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

「1~4 同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

[同左]

(記載上の注意)

「加える。]

益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

- (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2~8 [略]

※4年月日から日まで中間

中間連結株主資本等変動計算書を挿入。

 1~7
 上同左」

 年 月 日から
 中間連結株主資本等変動計算書を挿入。

4 年 月 日から 中的機能体上版本等後間計算器 (4462-1677円)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。

3 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計

期間末投高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額

及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首賽高を区分表示すること。

			依旧資本					さい相の世界	その祖の包括利益素計製			X91%	新株十紀	非支配標	報言を
	資本金	資本劑 余金	和益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再解金額金	為替換算調整勘定	追職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合 計	维	经	中华	本
当期省残高	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間頻変動額															
新株の発行	×	×			×										×
剰余金の配当			××∇		$\times \times \triangle$										$\times \times \triangle$
親会社株主に帰属する中間純利益			×		×										×
自己株式の処分				×	×										×
															×
株主資本以外の項目の当中間期変 動額(純額)						×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間頻変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	××	×	×	×	××	×	×	×
当中間期末残高	×	×	×	${\scriptstyle \vee \times \times}$	×	××	×	××	×	×	×	×	×	×	×

4 (4 月 日から) 中国連携を主義本等を動作業等 年 月 日まで) (最近:原河印)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3P.			当期首残高	当中間期変動額	新株の発行	東冷金の配当	親会社株主に帰属する中間純利益	自己株式の処分	:	株主資本以外の項目の当中間期変 動額(純額)	当中間期変動組合計	当中間期末残高
		資本剩余	4		×		×						×	×××
減 倍	株主資本	_			×			××	×				×	×
本質に対象 1		_			××					×			×	××
株田瀬本 株田瀬		4/19	開発		×		×	××	×	×		Ŷ	×	×
発性現実 (2) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		有 線 点 点 点			×							×	×	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	その他の包括	net.			×							×	×	×
A	5利益累計額	Self			×							×	×	×
No. No.		拉爾	E 4	la .	×							×	×	×
RENDING ORDER RENDING ORD	#	型 の 数 数	· 25		×							×	×	×
A	非 次	H 排 子			×							×	×	×
	椞	ŧ			×××		×	×	×	×	×	×××	×××	××

29

5 [略]		5 [同左]
別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) 連 結 業 務 報 告	_	別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本産業規格A4) 連 結 業 務 報 告 書
年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行	J Ī	年 月 日から 年 月 日まで 株式会社 銀行
	年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	-	金融庁長官 殿
住 房	•	住 所
株式会社		株式会社銀行
	第役 氏 名	代表取締役 氏 名
)業務及び財産の状況を次の	
とおり報告します。		とおり報告します。
目 次		目 次
[第1·第2 略]		[第1・第2 同左]
(記載上の注意)		(記載上の注意)
[1~5 略]		[1~5 同左]
第1 [略]		第 1 [同左]
第2 連結財務諸表		第2 連結財務諸表
1 [略] 2 (年 月 日現在) 連	結貸借対照表	1 [同左] 2 (年 月 日現在)連結貸借対照表
2 (年 月 日現在)連		
	(単位:百万円)	(単位:百万円)
科 目 金額 科	目 金額	科 目 金額 科 目 金額
(資産の部) (負	債 の 部)	(資産の部) (負債の部)
[略]		[同左]
(純 資	F 産 の 部)	(純資産の部)
, _ [-略]		
その他の包	括利益累計額合計	その他の包括利益累計額合計
株 式	引受権	

						[略]	
資	産	0)	部	合	計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① · ① [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重 要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

<u>(6)~(24)</u> [略]

[2~7 略]

(記載上の注意)

「略]

	[同左]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

「①~⑩ 同左〕

[加える。]

<u>⑪・⑫</u> [同左]

「加える。〕

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(3) [同左]

[2~7 同左]

(記載上の注意)

[同左]

(1) 連結損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する ための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

$2 \sim 7$ [略]

(2) 連結包括利益計算書

「表略〕

(記載上の注意)

「1~5 略〕

連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目 を、単一の計算書に表示する場合]

「表略〕

(記載上の注意)

- <u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
- (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

「加える。〕

1~6 [同左]

(2) 連結包括利益計算書

「同左〕

(記載上の注意)

[1~5 同左]

連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

[同左]

(記載上の注意)

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する ための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

$2 \sim 9$ [略]

- 10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 訳項目ごとに注記すること。この注記は、<u>9</u>の注記と併せて記載するこ とができる。
- ※4
 年 月 日から 年 月 日まで
 連結株主資本等変動計算書を挿入。

1~8 [同左]

- 9 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記8の注記と併せて記載す ることができる。
- ※4 年 月 日から 年 月 日まで 連結株主資本等変動計算書を挿入。

 4
 年 月 日から
 連絡株主資本等変動計算書

 4
 年 月 日まで

1 法令等に基づき、この籐式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

(記載上の注意)

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度未残

高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7 遡及適用、修正再表示又は当該連絡会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期省務高に対する異領的影響額 及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。 6 連結財務請表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

× × 士培科群 泳替線算 退職給付 その他の 価差額金 調整勘定 に係る調 包括利益 整果計額 累計額合 × × × × $_{\times}^{\times}$ × × その他有 嫌疑ヘッ 毎記参評 シ損益 価差額金 × × × × × 自己株式 株主資本 合計 × × × ×× × 親会社株主に帰属する当期終利益 朱主資本以外の項目の当期変動類 自己株式の処分 剰余金の配当 新株の発行 当期末残高 当期首残高 当期変動額

4 年 月 日から 連結株主資本等変動計算書 年 月 日まで

_														(単位:百万円)	5万円)
				株主資本					その他の包括利益累計額	利益累計額			族子豹	非支配株	純質産合
		資本金	資本團余	利益剰余	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券算 価差額金	番組へい当日	土地再評価差額金	為 替 後 項 國 整 樹 定	近最裕々 に係る	その を を を を を を を を を を を を を	要	主持分	
	当期首残高	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
 **	当朔変動額														
	新株の発行	×	×			×									×
	刺冷金の配当			×		×									×
_	親会社株主に帰属する当期純利益			×		×									×
	自己株式の処分				×	×									×
															×
	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						×	×	×	×	×	×	×	×	×
_	当期変動組合計	×	×	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	×	×
_	当期未残高	×	×	×	$\times \times \wedge$	×	××	×	×	×	×	×	×	×	×

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度未残 3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。 高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。 2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6.連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7. 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首務高に対する累積的影響額 及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首級高を区分表示すること。 5 「略]

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期中間決算公告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科		目	金額	科目	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式 引 受 権 [略]	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 5 [同左]

別紙様式第6号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期中間決算公告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科	目	金額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合計	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

① [略]

(3) [略]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している 場合には、記載することを要しない。)

「(5)~(20) 略]

「2·3 略]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日まで]

[表略]

(記載上の注意)

[1~3 略]

- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動

<u>①</u> [同左]

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(20) 同左]

「2・3 同左]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで)

[同左]

(記載上の注意)

「1~3 同左〕

が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

<u>5</u> [略]

第2 第 期中間 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

				(十匹・日/71)	/CIS/IS/13/
科		目	金額	科目	金 額
[略]	(資産の部)		-	(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合詞 株式引受を	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

「1・2 略]

 年 月 日から

 年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

[1・2略]

4 [同左]

第2 第 期中 間 決 算 公 告(要旨)

年 月 日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左]	
			評価・換算差額等合記 [同左]	††
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

「1・2 同左]

 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

[同左]

(記載上の注意)

「1・2 同左]

別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「略]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科		目	金額	科目	金額
[略]	(資産の部)		1.	(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式 引 受 権 [略]	
資	産 の 部 合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部) [同左]		[(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合計 [同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑩ 同左]

8

① 「略]

(3) 「略]

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

「(5)~(20) 略]

[2·3 略]

 中間損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

「表略〕

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 3$ 略]

- 4 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

<u>5</u> [略]

<u>⑪</u> [同左]

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(20) 同左]

「2・3 同左]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

「1~3 同左]

[加える。]

<u>4</u> [同左]

 第2
 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

 年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「略]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科		目	金 額	科目	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式 引 受 権 [略]	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

[1・2 略]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

[1・2 略]

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨)

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合詞	+
			[同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

[1・2 同左]

 中間損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

[1・2 同左]

-

別紙様式第6号の3(第19条第1項及び第6項関係)

 第1
 第
 期
 決
 算
 公
 告

 年 月 日

月 日 住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「略]

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科		目	金 額	科目	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式引受権	
資	産 の 部 合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科	Ħ	金額	科目	金額
(資産の部) [同左]		-	(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合計	
資産の部合	· 計		[同左] 負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑩ 同左]

① [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

<u>(4)</u> [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(32) [略]

[2~6 略]

損益計算書年 月 日から年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 7$ 略]

- <u>8</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

① [同左]

「加える。〕

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項<u>及び金融商品の時価等に関する事項</u>(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(31) [同左]

[2~6 同左]

| 年 月 日から | 損益計算書 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

[1~7 同左]

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9~11 [略]

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「略]

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

				(十四・日/311)へ	***************************************
科		Ħ	金額	科目	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式引受権 [略]	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

[1・2 略]

損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[表略]

8~10 [同左]

第2 第 期 決 算 公 告(要旨)

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負 債 の 部) [同左]	
[1, 4,22]			(純 資 産 の 部) [同左]	
		-	評価・換算差額等合	
			[同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[同左]

「1・2 略]

別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「略]

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

				, , ,	m / • 1 • /
科		Ħ	金額	科目	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等合計 株式引受権	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) [略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 (記載上の注意)

「1・2 同左]

別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科	目	金額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等合計 [同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

4

との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

① [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす 可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(32) [略]

「2~6 略]

損益計算書年月日から年月日まで

[表略]

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 7$ 略]

- <u>8</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

① [同左]

「加える。]

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項<u>及び金融商品の時価等に関する事項</u>(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(31) [同左]

「2~6 同左〕

損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

「1~7 同左]

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき は、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合に は、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注 記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記すると きは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9~11 「略]

第2 期 決 算 公 告(要旨)

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏

(記載上の注意)

「略]

日現在) 貸借対照表(年月

(単位:百万円又は億円)

名

科	I	金額	科	目	金額
(資産の	部)		(負債の部) [略] (純資産の部) [略] 評価・換算差額等 株式引受		
資産の部	合 計		負債及び純資産の部合	合計	

(記載上の注意)

[1·2 略]

8~10 [同左]

第2 期 決 算 公 告(要旨) 年 月 日

住 所

株式会社 銀行 名

代表取締役又は代表執行役 氏

(記載上の注意)

「同左〕

日現在) 貸借対照表(年月

(単位:百万円又は億円)

科	目	金額	科	目	金	額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] 評価・換算差額等 [同左]	승 카		
資産の部合	計		負債及び純資産の部合	信台		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

「表略]

(記載上の注意)

「1・2 略]

別紙様式第7号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 年 月 日

住 所

銀行

代表者氏

支店

(記載上の注意)

「略]

中間貸借対照表 (年月日現在)

「表略〕

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について は、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

⑪ [略]

- (3) 「略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成している場

「同左〕

(記載上の注意)

「1・2 同左]

別紙様式第7号(第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 中間 決 算

年 月 日

銀行 支店

代表者氏

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年月日現在)

「同左〕

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
 - (1) 「同左〕
 - (2) [同左]

[①~⑨ 同左]

「加える。〕

10 [同左]

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の時価等に関する事項(ただし、中間連結貸借対照表を作成 している場合には、記載することを要しない。)

4

合には、記載することを要しない。)

「(5)~(15) 略]

「2・3 略]

中間損益計算書年 月 日から年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

 $[1 \sim 4$ 略]

- 5 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第2 [略]

「(5)~(15) 同左]

「2・3 同左]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

「同左〕

(記載上の注意)

[1~4 同左]

「加える。〕

第2 [同左]

別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)

 第1
 第 期 中 間 決 算 公 告

 年 月 日

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

(記載上の注意)

「略]

中間貸借対照表(年月日現在)

[表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

⑪ [略]

- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 略]

「2·3 略]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日から 年 月 日まで

[表略]

別紙様式第7号の2(第19条第1項及び第6項関係)

 第1
 第 期 中 間 決 算 公 告

 年 月 日
 住 所

(記載上の注意)

[同左]

中間貸借対照表 (年月日現在)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑨ 同左]

「加える。〕

- ⑩ [同左]
- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項 (ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

[(5)~(15) 同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

 $\lceil 1 \sim 4$ 略]

- 5 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収 益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
- (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解 するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるとき は、記載することを要しない。

中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成してい る場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が中間連結指益計算書又は中間連結指益及び包括利益計 算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注 記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動 が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

第2 「略]

別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

第 1

年 月 日

住 所 銀行 支店 代 表 者 氏

(記載上の注意)

「略]

(記載上の注意)

「1~4 同左]

「加える。〕

第2 「同左〕

別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)

期決算公告 第1

年 月 日

住 所

> 銀行 支店 名

代 表 者 氏

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年月日現在)

「表略〕

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 載すること。)

⑪ [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼ す可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4) 「略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 (ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(21) [略]

[2~6 略]

貸借対照表 (年月日現在)

「同左〕

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) [同左]

[①~⑨ 同左]

[加える。]

⑩ [同左]

「加える。〕

(3) 「同左〕

(4) 金融商品の状況に関する事項<u>及び金融商品の時価等に関する事項</u>(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(20) [同左]

[2~6 同左]

ŗ.

損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

「1~8 略]

- 9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第2 [略]

別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

銀行 支店

代表者氏

(記載上の注意)

「略]

貸借対照表 (年月日現在)

損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

「同左〕

(記載上の注意)

[1~8 同左]

「加える。〕

第2 [同左]

別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)

 第1
 第
 期
 決
 算
 公
 告

年 月 日

住 所

銀行 支店

代表者氏 名

(記載上の注意)

「同左]

貸借対照表 (年月日現在)

「表略]

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑨ 略]

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 載すること。)

⑪ [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上 した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼ す可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(6)~(21) 「略]

[2~6 略]

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

[表略]

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑨ 同左]

[加える。]

⑩ [同左]

「加える。〕

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の状況に関する事項<u>及び金融商品の時価等に関する事項</u>(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)

(5)~(20) [同左]

[2~6 同左]

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

「同左]

75

(記載上の注意)

「1~8 略]

- 9 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

第2 [略]

別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)

 第1
 第
 期
 中
 間
 決
 算
 公
 告

 年
 月
 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

 $[1 \sim 4$ 略]

(記載上の注意)

「1~8 同左〕

「加える。〕

第2 [同左]

別紙様式第8号(第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 中間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1~4 同左]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

科		目	金額	科目	金額
[略]	(資産の部	3)		(負債の部) [略] (純資産の部) [略] その他の包括利益累計額合語 株式引受格	
資	産の部	合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 「略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑩ 略〕

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① · ① 「略]

- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごと の内訳等に関する事項

「(5)~(18) 略]

[3~6 略]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

科目		金 額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
[同左]			[同左]		
			(純資産の部)		
			[同左]		
		! ! L	その他の包括利益累計額合	計	
			[同左]		
資産の部合	计		負債及び純資産の部合計	-	

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- 2 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

①・② 「同左〕

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(18) 同左]

[3~6 同左]

Ĺ

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで カー

「表略]

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

 $2 \sim 7$ [略]

中間連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の 記載に代える場合]

「表略〕

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報

 中間連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

<u>1~6</u> [同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の 記載に代える場合]

[同左]

(記載上の注意)

27

(3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

$2 \sim 7$ [略]

 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)

 年 月 日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「1~3 略]

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

				, , ,		
科		Ħ	金額	科	I	金額
[略]	(資産の部)			(負債の部 [略] (純資産の音 「略] その他の包括利益累 株式引き	弼)	
資	産の部合	計		負債及び純資産の語	部合計	

(記載上の注意)

[1·2 略]

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[表略]

1~6 「同左〕

 第2
 第 期 中間決算公告(要旨)

 年月日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「1~3 同左]

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金額	科目	金額
(資産の部) [同左]		[(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] その他の包括利益累計額合計	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

「1・2 同左]

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[同左]

「1~3 略]

中間連結損益及び包括利益計算書 (年 月 日から) 年 月 日まで)

[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の 記載に代える場合]

「表略]

(記載上の注意)

「1~3 略]

別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)

 第1
 第 期 決 算 公 告

 年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 4$ 略]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

科		目	金額	科	目	金額
[晔]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部 [略] その他の包括利益累計 株式引受	額合計	
資産	産の部合	計		負債及び純資産の部	合計	

(記載上の注意)

「1~3 同左〕

中間連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の 記載に代える場合]

「同左〕

(記載上の注意)

[1~3 同左]

別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「1~4 同左]

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科	目	金 額	科	Ħ	金額
(資産の部) [同左]			(負債の音 [同左] (純資産の [同左] その他の包括利益類	部)	
資産の部合	計		[同左] 負債及び純資産 <i>0</i>	部合計	

- 1 「略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑩ 略]

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧 客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識す る通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記 載すること。)

① · ① [略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に 重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した 額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

<u>(6)~(25)</u> [略]

[3~8 略]

連結損益計算書 (年 月 日から) 年 月 日まで.

[表略]

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- 2 [同左]
- (1) [同左]
- (2) 「同左〕

[①~⑩ 同左]

[加える。]

<u>① · ②</u> [同左]

[加える。]

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(24) [同左]

[3~8 同左]

連結損益計算書 年 月 日から、年 月 日まで/

[同左]

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

<u>2~</u>8 [略]

連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日から 年月日から

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合]

[表略]

(記載上の注意)

- <u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて 区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

<u>2~8</u> [略]

(記載上の注意)

「加える。〕

1~7 [同左]

連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代 える場合]

[同左]

(記載上の注意)

[加える。]

<u>1~7</u> [同左]

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 3$ 略]

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科		目	金額	科	目	金	額
[略]	(資産の部)		-	(負債の部) [略] (純資産の部) [略] その他の包括利益累計器 株式引受 [略]			
資	産の部合	計		負債及び純資産の部合	信台		

(記載上の注意)

[1·2 略]

 連結損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

「表略]

(記載上の注意)

「1~3 略]

 連結損益及び包括利益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代 える場合〕

「表略]

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「1~3 同左〕

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金 額	科	1	金 額	
(資 産 の 部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] その他の包括利益累計額 [同左]	i i合計		
資産の部合	計		負債及び純資産の部合	計		

(記載上の注意)

[1・2 同左]

 連結損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

「同左]

(記載上の注意)

「1~3 同左]

連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日から 年月日まで)

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代 える場合〕

[同左]

```
(記載上の注意)
  「1~3 略]
別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本産業規格A4) 別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本産業規格A4)
          中間業務報告書
          銀行持株会社名
 金融庁長官 殿
               住 所
               会 社 名
               代表取締役 氏
     年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況
を次のとおり報告します。
「第1・第2 略]
 (記載上の注意)
 「1~6 略]
            第1 「略]
           第2 中間連結財務諸表
1 [略]
  2 第 期中 ( 年 月 日現在)中間連結貸借対照表
                         (畄位・五五田)
```

					(中位.)	ヨルドル
科		目	金 額	科		金額
	(資産の部)			(負 債 の	部)	
[略]				[略]		
				(純 資 産 の	の 部)	
				[略]		
				その他の包括利益	紫計額合計	

「1~3 同左〕

中間業務報告書

銀行持株会社名

金融庁長官 殿

住 所 会 社 名

代表取締役 氏

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況 を次のとおり報告します。

「第1・第2 同左]

(記載上の注意)

「1~6 同左]

第1 「同左〕

第2 中間連結財務諸表

1 「同左〕

2 第 期中 (年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	目	金額	科	目	金額
(資産の部)			(負債の部)		
[同左]			[同左]		
			(純資産の部	3)	
			[同左]		
			その他の包括利益累計	額合計	

	~
- :	٥
- 0	L

ĺ								株	式	引	受	権	li
							_	[略	.]				Ī
	資	産	\mathcal{O}	部	合	計		負	債及び	純資産	の部合	丰	

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑩ 略〕

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① · ① [略]

- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

[(5)~(17) 略]

 $[2 \sim 6$ 略]

3 第 期中 年 月 日から 年 月 日まで 中間連結損益計算書及び

中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[略]

(1) 中間連結損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

<u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。

	[同左]
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- (1) 「同左〕
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

<u>⑪・⑫</u> [同左]

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(17) 同左]

[2~6 同左]

3 第 期中 年 月 日から 中間連結損益計算書及で 日まで 1 日まで 1 日まで 1 日まで 2 日まで 2 日まで 2 日まで 2 日まで 3 日まで 3 日まで 2 日まで 2 日まで 3 日まで 3 日まで 2 日まで 3 日まで 4 日

中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) 中間連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

7

- (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の 金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

 $2 \sim 7$ 「略]

(2)中間連結包括利益計算書

「表略]

(記載上の注意)

 $\lceil 1 \sim 4$ 略]

中間連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成 する項目を、単一の計算書に表示する場合]

「表略〕

(記載上の注意)

- <u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
 - (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の 金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であると

1~6 [同左]

(2)中間連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

「1~4 同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 中間連結損益計算書」及び「(2) 中間連結包括利益計算書」を構成 する項目を、単一の計算書に表示する場合]

[同左]

(記載上の注意)

きは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重 要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

1~8 [同左]
 ※4 第 期中
 年 月 日から 年 月 日まで
 中間連結株主資本等変動計算書を挿入。
 ※4 第 期中
 年 月 日から 年 月 日まで
 中間連結株主資本等変動計算書を挿入。

4 数 別中 (年 月 日から)中部連携主流大学を動き事務 (44(8:107379)) (44(8:107379))

1 法令等に基づき、この様式に指げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。2 変動等由及び金額の記載は、概な中間道緒管保分額表における記載の順呼によること。

4 その他の包括利益県計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益県計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結

会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

3 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

7. 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する異額的影 響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首幾高を区分表示するこ 6 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

旗	H														
	4		利益劑	自己株式	株主資 本合計	その他有 価配券評 価差額金	操延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	近職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合 計	秦	楚	· 李	#
当期首残高	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間期変動額															
新株の発行	×	×			×										×
劇余金の配当			×		$\overset{\times}{\vee}$										$\overset{\times}{\vee}$
親会社株主に帰属する中間純利益			×		×										×
自己株式の処分				×	×										×
															×
株主資本以外の項目の当中間頻変動額 (純額)						×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当中間頻変動網合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	××	×
当中間期末残高	×	×	×	$\overset{\times}{\vee}$	×	×	×	×	×	×	××	×	×	××	×

												П	ŀ	2	
			et.	株田資本				その他の	その他の包括和益累計額	100		新株子恋	非支配株	純質能合	
(modulo i cochara)		資本金	資本剩余 利	從剩余	自己株式 株主資本 今社	資本 その他 年前	出有 縁延ヘッ ※ 第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	ン 土地再評	F 為替換 merino	算 进職給付	- その他の か # 監 8	提	少能用	丰	
		P		J.	0	(H. M. Marie A.)	١,		_		2 8				
1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。															
2 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結資価均無表における記載の個序によること。															_
3 株主資本以外の科目については、中間連結会計場間中の変勢額を、変動等由にとら記載することができる。	当期首线商	×	×	×	××	×	×	×××	×	×	×	×	×	×	
4 その他の包括司益県計劃は、各目にとの記載に作べてその他の包括司益県計劃の合計額を、当連結会計年度項首換高、中間連結会計劃同日の変動額及び中間連結	当中間期変動額														
会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、春日ごとのそれぞわの金額を注記すること。	新株の発行	×	×		*	×								×	_
5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計構の記載は省略することができる。	東)余金の配当			××	×	××∇								××	
6 中間連結的務請表の用語・檢式及び作成力法に関する規則第 78 条から第 81 条までの規定に従い注記すること。	親会社株主に帰属する中間純利益			×	×	×								×	
7 週及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する果積的影	自己株式の処分				×	×								×	
響額及び当該邇及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首務高を区分表示するこ	:													×	
مْ	株主資本以外の項目の当中間期変動額 (4種額)						×	×	×	×	×	×	×	×	
-	当中間期変動組合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	当中間期末残高	×	×	×	×	×	×	×××	×	×	×	×	×	×	

金額

```
5 「略]
                                                      5 [同左]
別紙様式第 12 号(第 34 条の 24 第 2 項関係)
                     (日本産業規格A4)
                                      別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) (日本産業規格A4)
           業務
                   月 日から
月 日まで

    年
    月
    日から

    年
    月
    日まで

                                                 行 持
        銀行持
                    会 社 名
                              月 日
                                                                  年
                                                                    月 日
  金融庁長官
                                        金融庁長官
                    住 所
                                                           住 所
                    会社名
                                                           会社名
                   代表取締役 氏 名
                                                           代表取締役 氏
 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のと
                                      年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のと
おり報告します。
                                       おり報告します。
[第1・第2 略]
                                       「第1・第2 同左]
 (記載上の注意)
                                        (記載上の注意)
 [1~6 略]
                                        「1~6 同左]
               第1 「略]
                                                     第1「同左]
              第2 連結財務諸表
                                                     第2 連結財務諸表
1 「略]
                                      1 「同左〕
   2 第 期末 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表
                                           2 第 期末 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表
                             (単位:百万円)
                                                                    (単位:百万円)
              金額
                                 金額
                                                     金額
                   (負債の部)
  (資産の部)
                                        (資産の部)
                                                           (負債の部)
 「略]
                   「略]
                                        [同左]
                                                          「同左〕
                     (純資産の部)
                                                           (純資産の部)
                                                          [同左]
```

						[略]	
資	産	0)	部	合	計	負債及び純資産の部合計	

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項 「①~⑩ 略]
 - ① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① · ① 「略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重 要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)~(24) [略]

[2~8 略]

3 第 期 年 月 日から 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「略]

	[同左]	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) 「同左〕

[①~⑩ 同左]

[加える。]

<u>⑪・⑫</u> [同左]

「加える。〕

- (3) 「同左〕
- (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

________________________ [同左]

[2~8 同左] f

3 第 期 年 月 日から 事 期 年 月 日まで 連結損益計算書及び連結包括利益計算

(記載上の注意)

[同左]

(1) 連結損益計算書

「表略]

(記載上の注意)

- <u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除 く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する ための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2~8 [略]

(2) 連結包括利益計算書

「表略]

(記載上の注意)

「1~5 略]

連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目 を、単一の計算書に表示する場合]

[表略]

(記載上の注意)

- <u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる 収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを 除く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フロー の性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づ いて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 連結損益計算書

[同左]

(記載上の注意)

「加える。〕

<u>1~7</u> [同左]

(2) 連結包括利益計算書

[同左]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

中間連結損益及び包括利益計算書

[「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

「同左〕

(記載上の注意)

- (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解する ための情報
- (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

2~10 [略]

- 11 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 訳項目ごとに注記すること。この注記は、10 の注記と併せて記載する ことができる。
- ※4 第 期
 年 月 日から 日から 日まで
 連結株主資本等変動計算書を挿入。

1~9 [同左]

- 10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期 純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括 利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内 訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記9の注記と併せて記載す ることができる。
- ※4 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 連結株主資本等変動計算書を挿入。

4 新 類 年 月 日から 通路株主原本等医総計探察 年 月 日本ウ

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

(記載上の注意)

3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首務高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年

度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

7. 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首我高に対する果積的 影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示する 6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

			株主資本					その他の包括利益累計額	利益累計額			株式引受	新株子約	非支配株	世代
	資本金	資本 余金 金金	利益剰余 金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券算 価差額金	縁延ヘッツ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	迅廉給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 非計額 合	建	差	K kk H	4
当期省残高	×	×	×	$\overset{\times}{\vee}$	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
当期変動額															
新株の発行	×	×			×										
剰余金の配当			××		××∇										××∇
親会社株主に帰属する当期純利益			×		×										
自己株式の処分				×	×										
株主資本以外の項目の当期変動額 (結額)						×	×	×	×	×	×	×	×	×	
当期変動額合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	××	×	×	
当期末残高	×	×	×	$\times \times \triangle$	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

			株主資本					その他の包括利益累計額	利益累計額			新株予約	非支配株	純質産
	資本食	資本剩余金	和益劉介 企	自己株式	株主資本合 計	その他有 価配券評 価整額金	縁延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その との 発 性 性 性 の 数 な の な な の の の の の の の の の の の の の な の な の の な の な の	華	名 整 田	=
当魏官残高	×	×	×	××	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期変動都														
新株の発行	×	×			×									×
剰余金の配当			××		×									×
親会社株主に帰属する当期傾利益			×		×									×
自己株式の処分				×	×									×
														×
株主資本以外の項目の当期変動組 (純額)						×	×	×	×	×	×	×	×	×
当期変動組合計	×	×	×	×	×	×	×	×	××	××	×	×	×	×
当期末残高	×	×	×	$\times \times \wedge$	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
												1		

(記載上の注意)

1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。

4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期省残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年 3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

度未残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

6 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7. 遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する異構的 影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首幾高を区分表示する

5 「略]

別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)

第1 第 期 中 間 決 算 公 告 年 月 日

住 所

銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

 $[1 \sim 4$ 略]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) [略]		(負債の部) [略] (純資産の部) [略] その他の包括利益累計額合計 株式引受権	
資産の部合計		[略] 負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 「略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~① 略]

収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 5 [同左]

別紙様式第13号(第34条の25第1項及び第4項関係)

 第1
 第 期 中 間 決 算 公 告

 年 月 日

住 所

銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「1~4 同左]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部) [同左]			(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左]	
- Mar			その他の包括利益累計額合計	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 [同左]
- (1) [同左]
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

7

との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)

① · ① [略]

- (3) [略]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

「(5)~(18) 略]

 $\lceil 3 \sim 7$ 略]

中間連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[表略]

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

2~8 [略]

中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日から 年月日まで

[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の 記載に代える場合] ①・② [同左]

- (3) [同左]
- (4) 金融商品の時価等に関する事項

[(5)~(18) 同左]

「3~7 同左〕

中間連結損益計算書 年 月 日から 中間連結損益計算書 年 日 日まで

[同左]

(記載上の注意)

「加える。〕

1~7 [同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日から) 年月日まで

[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の 記載に代える場合]

「表略]

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(2)及び(3)に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

 $2 \sim 8$ [略]

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告(要旨) 年 月 日

住 所

銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1~3 略]

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金額	科	B	金額
(資産の部) [略]			(負債の [略] (純資産の [略]		

[同左]

(記載上の注意)

「加える。〕

<u>1~7</u> [同左]

 第 2
 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)

 年 月 日

住 所

銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1~3 同左]

中間連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
[同左]			[同左]	
			(純 資 産 の 部)	
			[同左]	

10	
7	•

その他の包括利益累計額合計	その他の包括利益累計額合計
株式引受権	
[略]	[同左]
資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計	資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1~3 略]	[1~3 同左]
中間連結損益計算書 (年月日から) 年月日まで)	中間連結損益計算書 (年 月 日から) 年 月 日まで)
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1~4 略]	[1~4 同左]
中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日まで)	中間連結損益及び包括利益計算書 (年月日から) 年月日まで)
〔「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の	[「中間連結損益計算書」について、「中間連結損益及び包括利益計算書」の
記載に代える場合〕	記載に代える場合〕
[表略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1~4 略]	[1~4 同左]
別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)	別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1 項及び第 4 項関係)
第1 第 期 決 算 公 告	第1 第 期 決 算 公 告
年 月 日	年 月 日
住 所	住 所
銀行特株会社名	銀行特株会社名
代表取締役又は代表執行役 氏名	代表取締役又は代表執行役 氏名
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1~4 略]	[1~4 同左]

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円)

科		目	金額	科	目	金	額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部 [略] その他の包括利益累計 株式引受	十額合計		
資	産の部合	計		負債及び純資産の部	3合計		

(記載上の注意)

- 1 「略]
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 「略]
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

「①~⑩ 略〕

① 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて 当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客 との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通 常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載する こと。)

① · ① 「略]

- (3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項
 - ① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る連結財務諸表にその 額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重 要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した 額

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位:百万円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
[同左]			[同左]	
			(純資産の部)	
			[同左]	
		į	その他の包括利益累計額合計	
			[同左]	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 「同左〕
- 2 [同左]
- (1) 「同左〕
- (2) [同左]

[①~⑩ 同左]

[加える。]

<u>⑪・⑫</u> [同左]

7

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) [略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6)~(3) [略]

[3~9 略]

 連結損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

「表略〕

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
- (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

$2 \sim 9$ [略]

連結損益及び包括利益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合]

「表略]

(記載上の注意)

<u>1</u> 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除

(3) [同左]

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)~(24) [同左]

[3~9 同左]

[同左]

(記載上の注意)

「加える。〕

1~8 [同左]

 連結損益及び包括利益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

[「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代える場合]

[同左]

(記載上の注意)

「加える。〕

く。)を注記すること。

- (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの 性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区 分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

 $2 \sim 9$ [略]

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1~3 略]

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

				(—	7/4/1/7/	C101001001 47
科		目	金 額	科	目	金 額
[略]	(資産の部)			(負債の部) [略] (純資産の部 [略] その他の包括利益累計 株式引受 [略]	 額合計	
資	産の部合	計		負債及び純資産の部	合計	

(記載上の注意)

[1~3 略]

1~8 [同左]

 第2
 第 期 決 算 公 告 (要旨)

 年 月 日

住 所

銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

「1~3 同左]

連結貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科	目	金 額	科目	金額
(資産の部) [同左]		-	(負債の部) [同左] (純資産の部) [同左] その他の包括利益累計額合計	
資産の部合	計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

[1~3 同左]

 連結損益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで
 [表略] [同左] (記載上の注意) (記載上の注意) $\lceil 1 \sim 4$ 略] 「1~4 同左]
 連結損益及び包括利益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで

 連結損益及び包括利益計算書
 年 月 日から 年 月 日まで
 〔「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代え [「連結損益計算書」について、「連結損益及び包括利益計算書」の記載に代え る場合] る場合〕 「同左〕 「表略] (記載上の注意) (記載上の注意) $[1 \sim 4$ 略] [1~4 同左]

備考(表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。